

## 安芸高田市防災会議条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 10 日

安芸高田市市長 藤本 悦志

## 安芸高田市防災会議条例の一部を改正する条例

安芸高田市防災会議条例(平成 16 年条例第 169 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第 1 条 (略)  (所掌事務) 第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。 (1)及び(2) (略)	第 1 条 (略)  (所掌事務) 第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。 (1)及び(2) (略)

<p>(3) 水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 33 条の水防計画を調査審議すること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(会長及び委員)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>2 から 4 まで (略)</p> <p>5 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1)から(7)まで (略)</p> <p><u>(8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者</u></p> <p><u>(9) (略)</u></p> <p>6 前項第 7 号から第 9 号までの委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>7 及び 8 (略)</p> <p>第 4 条及び第 5 条 (略)</p>	<p>(3) 水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 25 条の水防計画を調査審議すること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(会長及び委員)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>2 から 4 まで (略)</p> <p>5 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1)から(7)まで (略)</p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p>6 前項第 7 号及び第 8 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>7 及び 8 (略)</p> <p>第 4 条及び第 5 条 (略)</p>
--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。